

高度な専門性や能力を有する人材の活躍をより一層支援するための給与制度改革（概要）

1

- 産学官の全ての分野において博士人材が活躍する環境を社会全体で整備する取組が進められている状況
 - 官民を問わず人材獲得競争が厳しい技術系の人材を公務において確保する必要
- これらを踏まえ、**博士課程修了者等の処遇を改善**します。

博士課程修了者等の初任給見直し

人事院規則等改正

現行制度

- 採用試験の区分ごとに初任給としての基準（級・号俸）を設定
- 採用試験の種類に対応する「基準学歴」を超える学歴を有する場合には、修学年数の差に応じて号俸を加算（1年につき4号俸）することが可能

○行政職俸給表(一)における級・号俸のイメージ

級	1級	2級	3級	4級	…
代表的な役職	係員	主任	係長		…
号俸	1	1	1	1	…
	2	2	2	2	
	3	3	3	3	
	4	4	4	4	
	⋮	⋮	⋮	⋮	

改正のポイント

- 博士課程等を修了した者が総合職試験から採用され、博士課程修了等により得られる専門性を必要とする業務に従事する場合には、**現行よりも高い号俸に決定**することを可能に（修学年数の差を1年につき4号俸ではなく5号俸で評価）

○総合職（院卒）試験による行政職俸給表(一)の初任給の例

（総合職（大卒）試験から採用された博士課程修了者等も同様に措置）

採用試験	基準学歴（修士課程修了）の初任給	博士課程修了者の初任給		
		現行	改正後	現行と改正後の差
総合職（院卒）	2級11号俸 (俸給月額：216,000円) 手当込み268,000円(※)	4号俸×3年間 (博士修学年数) = 12号俸を加算 → 2級23号俸 (俸給月額:235,400円) 手当込み291,280円(※)	5号俸×3年間 (博士修学年数) = 15号俸を加算 → 2級26号俸 (俸給月額:239,400円) 手当込み296,080円(※)	+ 3号俸 (俸給月額: + 4,000円) 手当込み + 4,800円(※)

現在、月額ベースで23,000円程度の上乗せ

今回の改正によりさらに5,000円程度の上乗せ

※本府省勤務の場合
(超過勤務を除く)

高度な専門性や能力を有する人材の活躍をより一層支援するための給与制度改革（概要）

2
・
3

多様な経験・専門性を有する人材が、官民の垣根を越えて公務で能力を発揮できるようにすることが不可欠
→ 各府省において、**民間人材の高度な専門性や業績等に応じた柔軟な給与決定**や、**部内職員も含めた機動的・柔軟な配置**が行えるよう支援するため、給与制度を見直します。

特定任期付職員業績手当の支給手続の見直し

事務総長通知改正

現行制度

- 特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員には、あらかじめ人事院事務総長に協議した上で、俸給月額
の1月分を特定任期付職員業績手当として支給することが可能



改正の ポイント

- 人事評価の結果等の一定の要件を満たした特定任期付職員のうち、**各府省に設置される合議体において特に顕著な業績を挙げたと認定**された者には、**人事院との協議を要することなく各府省限りで**特定任期付職員業績手当を支給することを可能に

若手・中堅職員の抜てきを行う場合における給与決定（昇格）の枠組みの整備

人事院規則改正

現行制度

- 昇格（より上位の職務の級に変更すること）には、人事評価の結果のほか、在級期間の要件を満たすこと等が必要。
- ただし、抜てきで本省管理職ポスト（課長・室長）に就く場合は、在級期間にかかわらず、2級以上上位の職務の級であっても、そのポストの職務に応じた級に昇格が可能

○行政職俸給表(一)の在級期間要件

代表官職	係員	主任	係長	課長補佐	室長	課長				
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
在級期間要件		3年	4年	4年	2年	2年	4年	3年	3年	3年

※一般職（大卒）の場合
※勤務成績が特に良好な場合、在級期間は50%まで短縮可能



改正の ポイント

- **管理職以外のポストに就く場合も、在級期間によらない昇格**が可能となる制度上の枠組みを整備
※具体的な対象ポストは各府省のニーズに応じて措置

高度な専門性や能力を有する人材の活躍をより一層支援するための給与制度改革（概要）

4

公的価格評価検討委員会の「中間整理」（令和3年12月）において「すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき」とされたことを踏まえ、国家公務員の看護師について職務の実態等を踏まえた改善の必要性を検討

→ **管理的立場にある看護師や特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師**について、**キャリアアップに伴い、より高い職務の級に昇格できる環境整備を図ります。**

医療職俸給表(三)級別標準職務表見直し

人事院規則改正

現行制度

- 職員の職務の級は、「級別標準職務表」に定める標準的な職務を基準に決定。昇格に当たっては、他の要件のほか、職務の複雑・困難・責任の度がその級に応じたものであることが必要
- 医療職俸給表(三)級別標準職務表において、看護師は2級、看護師長は3級及び4級に位置付けられている



改正のポイント

- 医療職俸給表(三)級別標準職務表において、
 - ・ 現在の副看護師長の実態（3級に格付け）等を踏まえ、新たに副看護師長を3級に位置付けるとともに、**看護師長の基本的な位置付けを4級に**
 - ※ 副看護師長を置かない小規模な医療機関では、3級看護師長を置けるようにするため、4級看護師長の職責は標準より高い「相当困難」と規定
 - ・ **特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務を新たに3級に位置付け**

○現行の級別標準職務表 医療職(三) (抜粋)

職務の級	標準的な職務
2級	看護師の職務、保健師又は助産師の職務
3級	医療機関の看護師長の職務
4級	医療機関の副総看護師長若しくは副看護部長又は困難な業務を処理する看護師長の職務

○改正後の級別標準職務表 医療職(三) (抜粋)

職務の級	標準的な職務
2級	看護師の職務、保健師又は助産師の職務
3級	医療機関の副看護師長の職務 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務
4級	医療機関の相当困難な業務を処理する看護師長の職務

級別標準職務表においては、「標準」⇒「相当困難」⇒「困難」⇒「特に困難」の順に職責が高くなる